

岩手県告示第145号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を次のとおり指定する。

令和3年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定区域	埋立地の区分
岩手郡岩手町大字五日市第3地割84番58の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号